

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、近年は国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇、木質バイオマスのエネルギー利用、CLT（直交集成材）・BP材（束ね重ね材）等の新たな技術の進展等、我が国の林業・木材産業には明るい兆しもみられている。

また、地球温暖化の進行や局地的な豪雨の頻発等を背景に、二酸化炭素の吸収・固定や国土保全など、公益的機能を有する森林の働きに対しても国民の期待がますます高まっている。

しかしながら、国産材の生産や森林の整備・保全を担う山村地域における林業を取り巻く状況は、長期にわたる木材価格の低迷や担い手の減少などに加え、我が国における人口減少社会への移行も相まって、依然として危機的な状況となっている。

他方で、森林は我が国が自給できる数少ない資源であるとともに、全国にあまねく広がっている資源であることから、政府が進める地方創生の要ともなり得るものである。

このため、山村地域における森林整備や担い手の育成、都市部における木材需要の拡大等を積極的に推進するなど、国民全体で森林・林業・木材産業を支え、その再生を図る必要がある。

また、熊本地震による被害の早期の復旧・復興を図るとともに、近年頻発する豪雨・地震・火山噴火等による甚大な山地災害への対策や流木災害対策を強力に進めることが緊要である。

加えて、日EU経済連携協定の交渉妥結及びTPP11の署名も踏まえ、林業・木材産業が安定的に発展していけるよう対策を講じていくことが必要である。

平成31年度は、森林経営管理法の施行とともに、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設される重要な年にあたる。これらの新たな施策が円滑に導入され、森林の公益的機能の確保とこれを支える林業の成長産業化による地方創生が推進されることが必要である。

よって、国におかれては、以上の観点から、下記の施策を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国土の保全、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の発揮のため、平成30年度税制改正の大綱に明記された森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の確実な創設と林野公共予算（森林整備事業）の確保による森林整備・保全の推進を図ること。特に、森林環境税（仮称）や新たな森林管理システムの創設により市町村が新たな役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援を図ること。
- 2 環境貢献等も踏まえた住宅・土木用資材、公共建築物や都市部における中高層建築物等への木材利用、CLT・BP材建築の本格的普及、木質耐火部材など新たな技術の開発・普及、無垢材の価値向上に向けたJAS材の普及、熱利用等による地域内での木質バイオマス利用の推進、付加価値の高い木材製品の輸出促進、消費者理解の醸成、人材活用の強化などにより国産材需要の拡大を図ること。また、これら木材利用の一層の促進のため、「地球温暖化対策のための税」の活用の拡大等を検討すること。
TPP11及び日EU経済連携協定については、林業・木材産業の安定的な発展に資するよう対策を十分に講じること。
- 3 地域の実情に即した効率的・安定的な林業経営を実現し、山元への利益還元を可能とするため、新たに制定された森林経営管理法を踏まえ、意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積・集約化とこれに必要な境界の明確化、主伐・再造林の一貫作業などによる確実な再造林対策を推進するとともに、就業条件改善に向けた対策その他現場技能者等の人材の育成・確保等を推進すること。

- 4 林業の成長産業化を実現するため、林業成長産業化総合対策の充実・強化など、現場の実情に合わせて森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な対策を地域が主体となって計画的に取り組むことのできる支援措置を充実すること。特に、輸入材に対抗できる林業を築くためには、路網整備が不可欠であり、公共事業による基幹的な林道や林業専用道などの整備の加速化を図ること。
- 5 木材生産の効率化に向けた林業機械の開発・改良、情報通信技術(ICT)・ロボット技術・レーザー計測等の活用による林業の技術革新などにより、林業の生産性や効率性の向上を図り、若者・女性・高齢者等にも働きやすく安全で魅力ある林業の創出を図ること。また、地域住民やNPO、自伐林家等の多様な主体による森林管理活動への支援等により、山村振興対策を充実すること。
さらには、早生樹やコンテナ苗等を活用した低コスト造林の普及・定着、深刻度が増しているシカ等の鳥獣被害対策の強化、花粉発生源対策として花粉症対策苗木の供給拡大の推進、放置竹林整備対策として竹材の需要拡大を図ること。
- 6 九州北部豪雨や熊本地震など、近年、集中豪雨や地震等に起因する山地災害が頻発し、その被害も甚大化している中、将来にわたって国民の生命・財産を守っていくため、荒廃山地の復旧整備や流木対策の強化、海岸防災林の整備など、緑の国土強靱化に資する事前防災・減災対策等としての治山対策の充実強化を図ること。
- 7 水源林整備の計画的な実施、森林整備法人(都道府県林業公社等)による森林整備の円滑化、松くい虫及びびナラ枯れ被害を防止するための森林病虫害対策のより一層の推進など、公的主体の関与による公益的機能の確保策を推進すること。また、森林整備法人及びこの経営を支援している地方自治体に対する支援制度を拡充強化すること。
- 8 林地台帳情報の精度向上及び森林資源情報との連携など、市町村による林地台帳の整備と活用を進めるための予算等の必要な財政措置を講じること。
- 9 新たな森林管理システムの定着も含めた林業の成長産業化に貢献するよう、国有林の森林資源や組織、技術力を活用して、木材の安定供給や様々な技術的課題への先導的取組等を推進することにより、一層民有林と連携した施策展開を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月10日

熊本県議会 議長 坂田 孝志

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	石田真敏様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	吉川貴盛様